（様式１）

職業実践力育成プログラム（ＢＰ）への申請について

令和5年9月22日

<table>
<tr><td>①学校名：</td><td colspan="2">獨協医科大学</td><td>②所在地：</td><td colspan="2">栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880</td></tr>
<tr><td>③課程名：</td><td colspan="2">看護師特定行為研修
在宅･慢性期領域パッケージ</td><td>④正規課程／履修証明プログラム：</td><td>履修証明プログラム</td><td>⑤開設年月日：
2019年
10月1日</td></tr>
<tr><td>⑥責任者：</td><td colspan="2">地域共生協創センター長
金子　昌子</td><td>⑦定員：</td><td>2名</td><td>⑧期間：
1年間</td></tr>
<tr><td>⑨申請する課程の目的・概要：</td><td colspan="5">看護師の専門性をさらに発揮し、少子超高齢社会における国民のニーズに応え、「特定行為に係る看護師の研修制度」創設の趣旨を鑑み、在宅医療等の推進に向けて看護師の役割をさらに発揮できるように本制度を推進することとした。本学における特定行為研修の目的は、在宅医療及び高度急性期医療等の現場において、医療安全に配慮しつつ、特定行為に必要な専門的な知識および技術を教育し、チーム医療の中心的な存在となり、社会に貢献できる有能な看護師を育成することである。そのため、在宅･慢性期領域において、療養が長期にわたる、もしくは最期まで自宅または施設等で療養する患者に柔軟な対応が可能な気管カニューレの交換などの技術を修得する。</td></tr>
<tr><td>⑩４テーマへの該当の有無</td><td></td><td>⑪履修資格：</td><td colspan="3">・学校教育法第90条に規定する大学に入学することができる者
・看護師免許取得後、通算5年以上の実務経験を有する者
・施設長の推薦を有する者</td></tr>
<tr><td>⑫対象とする職業の種類：</td><td colspan="5">看護師</td></tr>
<tr><td>⑬身に付けることのできる能力：</td><td colspan="3">（身に付けられる知識、技術、技能）
・気管カニューレの交換に関する知識、技術、技能
・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換に関する知識、技術、技能
・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に関する知識、技術、技能
・脱水症状に対する輸液による補正に関する知識、技術、技能</td><td colspan="2">（得られる能力）
・気管カニューレの交換ができる能力
・胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換ができる能力
・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去ができる能力
・脱水症状に対する輸液による補正ができる能力</td></tr>
<tr><td>⑭教育課程：</td><td colspan="5">・共通科目として、臨床病態生理学、臨床推論、フィジカルアセスメント、臨床薬理学、疾病･臨床病態概論、医療安全学/特定行為実践の基礎知識をe-learning･演習･OSCEで（250時間）修得する。
特定行為としては、以下の内容を学修する。
・気管カニューレの交換 に関する知識･技術をe-learning（8時間）により修得する。知識･技術の修得後、面接によるOSCE（1時間）･実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。
・胃ろうカテーテル、もしくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換に関する知識･技術をe-learning（16時間）により修得する。知識･技術の修得後、面接によるOSCE（1時間）･実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。
・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去に関する知識･技術をe-learning（26時間）により修得する。知識･技術の修得後、面接によるOSCE（1時間）･実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。
・脱水症状に対する輸液による補正に関する知識･技術をe-learning（10時間）により修得する。知識･技術の修得後、面接による演習（1時間）･実習（5症例以上）を実施し、技能を修得する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>⑮修了要件（修了授業時数等）：</td><td colspan="7">共通科目をすべて受講し、筆記試験･観察評価に合格する。その後、選択した区分別科目を履修し、筆記試験及び観察評価に合格する。また、実習において、一部科目では患者に対する実技を5症例以上実施し、実技試験に合格する。</td></tr>
<tr><td>⑯修了時に付与される学位・資格等：</td><td colspan="7">特定行為研修を修了した看護師として、修了証（履修証明書）が付与される。</td></tr>
<tr><td>⑰総授業時数：</td><td>316時間</td><td>⑱要件該当授業時数：</td><td>316時間</td><td>該当要件</td><td>双方向
実務家
実地</td><td>⑲要件該当授業時数
／総授業時数：</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>⑳成績評価の方法：</td><td colspan="7">以下の項目を、総合的に判断する。
・講義：e-learningの受講及び講義確認テスト
・OSCE：評価表を用いた観察評価、演習：ペーパーシミュレーションによる演習及び模擬講義
（栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連）
・試験：e-learning上もしくは集合で修了試験を実施</td></tr>
<tr><td>㉑自己点検・評価の方法：</td><td colspan="7">学校教育法第109条 第1項に定める評価を実施する。「看護師特定行為研修管理委員会」において本プログラムの成果や評価を行う。また、当該検証･評価結果についてはウェブサイトにおいて公表する。</td></tr>
<tr><td>㉒修了者の状況に係る効果検証の方法：</td><td colspan="7">修了者に対し、アンケートを実施し、その結果を、当教育課程の会議において集計･検討する。さらに、看護師特定行為研修管理委員会において効果を検証する。</td></tr>
</table>

㉓企業等の意見を取り入れる仕組み：	（教育課程の編成） 当教育機関の内部委員と関連する分野の外部委員により構成される看護師特定行為研修管理委員会において、受講者の修了承認に関する審議や教育課程の自己点検･評価の課程で、受講者の履修状況やその管理･運営方法などを評価･検討し、看護師特定行為研修の教育課程の編成に外部の意見を取り入れる。 （自己点検・評価） 特定行為区分ごとの特定行為研修計画の立案、及び、ニーズに応じた実践的・専門的な運営を実施していく。そのため、看護師特定行為研修の教育課程の修了後、受講者にアンケートを実施し自己点検･評価を行う。看護師特定行為研修管理委員会において、自己点検･評価内容を検討し外部の意見を反映させる。
㉔社会人が受講しやすい工夫：	e-learningを用いることで、時間と場所に制約がないため、各受講生がスケジュールを立案し受講が可能である。また、映像の一時停止や繰り返し視聴が可能であるため、受講生の時間の都合、理解度に合わせて受講･再受講（視聴）が可能である。さらに、演習やOSCEは集中して実施する必要がある。しかし、受講生が所属する施設での実習を基本とし、手順書の作成や５症例の実技を行う際、指導医師との連携と確実な手技を修得するための指導が受けられる。教育訓練給付制度における指定講座を申請中である。
㉕ホームページ：	（ＵＲＬ）https://www.dokkyomed.ac.jp/dmu/academy/regional/center.html

事務担当者名：	細田　誠	所属部署：	地域共生協創センター
連絡先：	（電話番号） （E-mail）	0282-87-2508 ccc@dokkyomed.ac.jp	

＊パンフレット等の申請する課程の概要が掲載された資料を添付してください。

＊様式に記載いただいた内容と欄外の「※集計用データ（文部科学省使用）」に記載の内容が、一致しているかを必ずご確認ください。